

## 伊勢原市家庭的保育事業等指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の17に基づき実施する家庭的保育事業等に対する指導監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導監査の対象)

第2条 指導監査の対象は、次に掲げる事業とする。

- (1) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(指導監査の方針)

第3条 指導監査は、法及び国の通知「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について（平成27年12月24日雇児発1224第2号）」等を基本とし、本市における家庭的保育事業等の運営の実情を踏まえて行い、必要な助言、指導等を行うことにより、適正な運営と利用者保護に資することを目的とする。

2 指導監査の実施に当たり、あらかじめ当該年度の実施計画を定めるものとする。

(指導監査の体制)

第4条 指導監査は、指導監査所管課その他関係課の職員2名以上をもって担当を編成し、実施するものとする。

(指導監査事項)

第5条 指導監査は、次に掲げる事項について実施するものとする。

- (1) 事業所の運営状況
- (2) 利用者の処遇状況
- (3) その他必要な事項

2 指導監査における公平性を確保するため、監査の評価事項及び評価区分等を内容とする指導監査基準（以下「基準」という。）を別に定める。

(指導監査の種別)

第6条 指導監査の種別は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査の実施方法等)

第7条 一般指導監査は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）の規定により、1年に1回以上、対象の事業所にて実地により行う。
- (2) 一般指導監査を実施するに当たり、別に定める指導監査資料等関係書類を事前に提出させるものとする。
- (3) 一般指導監査は、事前に提出された資料を基に、事業所の代表者等の立会いを得て関係書類及び帳簿等を検査する。
- (4) 一般指導監査において検査のできない事項があった場合には、その状況に

ついて再度検査を行うことができる。

(5) 第1号の規定にかかわらず、必要と認められる場合は、随時に一般指導監査を実施することができる。

(特別指導監査の実施方法等)

第8条 特別指導監査の実施方法等は、次に定めるとおりとする。

(1) 特別指導監査は、次のいずれかに該当する場合に、対象の事業所にて実地により行う。

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報により、事業運営に不正、著しい不当又は違反があると疑われる場合

イ 正当な理由なく一般指導監査を拒否した場合

ウ 一般指導監査においての度重なる指摘にもかかわらず、改善が認められない状況が続いた場合

(2) 特別指導監査は、その目的・効果をその都度勘案し、問題の性質等の重要性や緊急性等の状況に応じ、重点的に又は改善が図られるまで継続的に実施する。

(指導監査の実施の通知)

第9条 指導監査の実施に当たっては、指導監査実施日の1月前までに、次に定める事項を家庭的保育事業等指導監査の実施（第1号様式）により通知するものとする。ただし、第7条第5号の随時の一般指導監査を実施する場合及び前条の特別指導監査を実施する場合には、この限りでない。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の対象施設

(3) 指導監査の方法

(4) 指導監査の実施日時及び場所

(5) 指導監査の担当職員

(6) 事前に提出する資料、提出期日及び提出先

(7) 当日に準備すべき書類等

(8) その他必要な事項

(指導監査の結果の通知等)

第10条 指導監査の結果の通知等は、当該事業者に対して次のとおり行うものとする。

(1) 指導監査を実施した職員は、指導監査の終了後、その結果について講評を行う。

(2) 次の場合は、当該事項を文書指摘事項として家庭的保育事業等指導監査の結果（第2号様式）により通知し、期限を定めて改善内容の報告を家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する改善（第3号様式）に家庭的保育事業等指導監査指摘事項等改善報告書（第4号様式）を添えて行うよう求めるものとする。

ア 基準における評価区分に文書指摘事項に該当する項目がある場合

イ 前年度の口頭指摘事項に対して改善のための必要な措置が講じられて

いない場合

ウ その他児童の処遇や事業の運営に関して重大な問題があると市長が特に認める場合

- (3) 基準における評価区分について口頭指摘事項に該当する項目がある場合は、当該事項を口頭指摘事項として家庭的保育事業等指導監査の結果（第5号様式）により通知し、速やかに改善措置を講じるよう指導する。なお、口頭指摘事項については、事業者の自主的な改善を指導するものとし、改善内容の報告は求めないものとする。
- (4) 基準における評価区分について助言事項に該当する事項がある場合は、現地において直接改善方法を指示するものとする。
- (5) 第2号、第3号及び前号に掲げるもののほか、基準には該当しないが、保育の内容及び質等の向上のために改善されることが望ましい、軽微な指導が必要と判断される事項がある場合は、現地において直接改善方法を指示するものとする。この場合において、軽微か否かの判断は、監査担当職員が判断するものとする。
- (6) 特に指摘すべき事項等がない場合は、家庭的保育事業等指導監査の結果（第6号様式）にてその旨を通知する。

2 市長は、当該年度の監査結果について指導監査実施報告書を作成するものとし、その概要を本市のホームページで公開するものとする。

（関係機関への情報提供）

第11条 指導監査の結果及び改善状況等については、必要に応じて関係機関に情報提供するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

第1号様式(第9条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長

印

年度家庭的保育事業等指導監査の実施について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき、次のとおり指導監査を実施しますので通知します。

指導監査に際しましては、事前に提出していただく資料、指導監査実施日当日に用意をしていただく書類がありますので、御協力をお願いします。

また、指導監査実施日における役員及び関係職員の出席について、御配慮願います。

- (1) 指導監査の対象施設
- (2) 指導監査の方法
- (3) 指導監査の実施日時及び場所
- (4) 指導監査の担当職員
- (5) 事前に提出する資料、提出期日及び提出先
- (6) 当日に準備すべき書類等
- (7) その他必要な事項

（事務担当は、 ）

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



年度家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき次のとおり実施した指導監査の結果、別添のとおり改善を要する事項がありましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

なお、改善を要する指摘事項については、同封の家庭的保育事業等指導監査指摘事項等改善報告書（第4号様式）に必要事項を記入のうえ、改善した事実を証する関係書類等を添付し、本通知から2月以内に報告願います。

また、指導監査当日に担当職員が口頭にて指摘した事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

- (1) 指導監査の対象施設
- (2) 指導監査の方法
- (3) 指導監査の実施日
- (4) 報告期限
- (5) 提出先

（事務担当は、 ）

第3号様式（第10条関係）

伊勢原市長 殿

年 月 日

法人名  
代表者名 印

施設名  
施設長名 印

年度家庭的保育事業等指導監査指摘事項に関する改善について（報告）

年 月 日付で通知のありました改善報告を要する指摘事項について、家庭的保育事業等指導監査指摘事項等改善報告書（第4号様式）に係る書類等を添えて提出します。

（事務担当は、 ）

第4号様式（第10条関係）

家庭的保育事業等指導監査指摘事項等改善報告書

施設名	
指導監査 実施日	

指摘事項	改善状況又は今後の改善計画等	備考

第5号様式(第10条関係)

年 月 日

様

伊勢原市長



年度家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき次のとおり実施した指導監査の結果、別添のとおり改善を要する事項がありましたので、必要な措置を講ずるよう通知します。

また、指導監査当日に担当職員が口頭にて指摘した事項についても、必要な措置を講ずるよう併せて通知します。

- (1) 指導監査の対象施設
- (2) 指導監査の方法
- (3) 指導監査の実施日

（事務担当は、 ）

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

様

伊勢原市長



年度家庭的保育事業等指導監査の結果について（通知）

児童福祉法第34条の17の規定に基づき次のとおり実施した指導監査の結果、指摘事項はありませんでした。

- (1) 指導監査の対象施設
- (2) 指導監査の方法
- (3) 指導監査の実施日

（事務担当は、 ）